



水環境

1 水環境の現況と課題

河川、湖沼、海域などの水質汚濁の原因は、工場・事業場からの排水や家庭等からの生活排水など人の活動に伴うもののほか、火山など自然的要因による影響もあり、多岐にわたっています。

水質の汚濁状況を表す生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率は、下水道など生活排水処理施設の整備により長期的には改善傾向にありますが、100%達成には至っていません。

県民の主要な水がめである津久井湖・相模湖の窒素、^{りん}リンなどの濃度が高く、アオコが発生していることや、水源地域の森林の荒廃が進み、水源かん養や土砂流出防止などの公益的機能の低下が課題となっていることから、県では、平成19年度から「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」を定め、水源環境の保全と再生を総合的に進めています。

1 河川

県、国土交通省及び水質汚濁防止法政令10市では、河川の水質について、平成20年度は、27河川（支川を含めると54河川）87地点において、人の健康の保護に関する環境基準項目（健康項目：26項目）、生活環境の保全に関する環境基準項目（生活環境項目：10項目）等49項目について調査を行いました。

■ 健康項目

平成20年度の調査において、カドミウムや全シアンなどの健康項目（26項目）は、自然的要因で^ひ砒素の環境基準を超過した地点を除いたすべての測定地点で環境基準を達成しています。

▶表2-2-1 健康項目の調査結果

項 目	概 要	発生源	健康への影響	環境基準
^ひ 砒素	早川の1地点で環境基準を超過した(0.030mg/L)	火山地帯における自然的要因によるもの	本川からの水道取水はなく、健康への影響はない	0.01mg/L以下

■ 生活環境項目

○類型指定水域における環境基準の達成状況

平成20年度の調査において、生活環境項目の代表的指標である生物化学的酸素要求量（BOD）の環境基準を達成している水域は、水域類型が定められている35水域（27河川）のうち、34水域（97.1%）であり、前年度と同様でした。

主要水域（河川）について見ると、水道水源となっている相模川中流部（A類型）、酒匂川上流部（A類型）をはじめ、県内の主要水域はいずれもBODの環境基準を達成しています。

▶表2-2-2 主要河川のBODの環境基準達成状況

水域名	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
多摩川中下流(B類型)	○	○	○	○	○
鶴見川上流(D類型)	×	×	×	○	○
鶴見川下流(E類型)	○	○	○	○	○
相模川中流(A類型)	○	○	○	○	○
相模川下流(C類型)	○	○	○	○	○
酒匂川上流(A類型)	○	○	○	○	○
酒匂川下流(B類型)	○	○	○	○	○

※○は達成、×は非達成を示します。

●神奈川県内の河川に係る生活環境の保全に関する環境基準●

類型	環境基準値(BOD)	主な利用目的の適応性
A	2 mg/L以下	沈殿ろ過等通常の浄水操作で水道利用可能、ヤマメ、イワナ等の生息あり、水浴適
B	3 mg/L以下	高度の浄水操作で水道利用可能、サケ科、アユ等の生息あり
C	5 mg/L以下	コイ、フナ等の生息あり
D	8 mg/L以下	農業用水として利用可能
E	10mg/L以下	日常生活上不快感を生じない程度

コラム 類型指定とは

生活環境項目については、河川、湖沼及び海域の水域を利用目的に応じて区分し、その区分（類型）ごとに環境基準値が定められています。

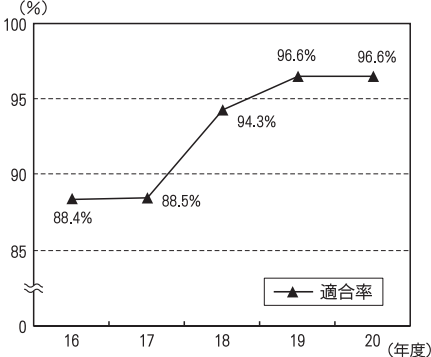
このため、ある水域がどの区分（類型）に該当するかを個別に指定する必要があり、このことを類型指定といいます。

類型指定は、複数の都道府県にわたる水域のうち、重要な水域で、関係する都道府県間の調整が必要な水域は環境省が指定し、それ以外の水域はその水域の都道府県知事が行います。

○測定地点における環境基準の適合状況

平成20年度の測定地点ごとの適合状況では、87地点（27河川）のうち84地点（96.6%）がBODの環境基準に適合しており、前年度と同様でした。

▶図2-2-1 BODの環境基準適合地点数の推移



コラム 生物化学的酸素要求量(BOD)と化学的酸素要求量(COD)

水の汚れ具合を評価する環境基準項目は、河川については「生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という）」、海域や湖沼については「化学的酸素要求量（以下「COD」という）」を用いています。

BODとは、水中の有機汚濁物質が微生物により分解されるときに消費される酸素の量で、汚濁の程度を示します。

CODとは、水中の有機汚濁物質を酸化剤で化学的に酸化するとき消費される酸素の量で、湖沼や海域の汚濁状況を評価するものです。

海域や湖沼のようにプランクトン等の生物が多く存在している水域では、プランクトン等の呼吸作用による酸素消費量を考慮する必要があるため、BODではなくCODを水質指標として用いています。

2 湖沼

県、国土交通省及び相模原市では、湖沼の水質について、平成20年度は、相模湖5地点、津久井湖4地点、芦ノ湖4地点、丹沢湖4地点及び宮ヶ瀬湖2地点において、健康項目（26項目）、生活環境項目（10項目）等50項目について調査を行いました。

■健康項目

平成20年度の調査において、健康項目は、すべての測定地点で環境基準を達成しています。

■生活環境項目

○類型指定水域における環境基準の達成状況

平成20年度の調査において、生活環境項目の代表的指標である生物化学的酸素要求量*（BOD）又は化学的酸素要求量*（COD）の環境基準を達成している水域は、水域類型が定められている5水域のうち、4水域（相模湖、津久井湖、丹沢湖、宮ヶ瀬湖）です。1水域（芦ノ湖）は自然環境保全の目的から厳しい環境基準が適用されており、達成していません。経年的にも同様の傾向となっています。

*類型指定水域の達成状況については、河川はBOD、湖沼及び海域はCODで評価しています。

▶表2-2-3 BODの環境基準達成状況（水域別）

水域名(類型)	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
相模湖(A(河川))	○	○	○	○	○
津久井湖(A(河川))	○	○	○	○	○

※宮ヶ瀬湖は平成16年度に類型指定されました。

※○印は達成、×は非達成を示します。

▶表2-2-4 CODの環境基準達成状況（水域別）

水域名(類型)	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
芦ノ湖(AA(湖沼))	×	×	×	×	×
丹沢湖(A(湖沼))	○	○	○	○	○
宮ヶ瀬湖(A(湖沼))	—	○	○	○	○

※相模湖・津久井湖については河川として類型指定されています。

※○印は達成、×は非達成を示します。

○測定地点における環境基準の適合状況

平成20年度の測定地点ごとの適合状況では、19地点（5湖沼）のうち14地点（73.7%）がBOD又はCODの環境基準に適合しています。

▶表2-2-5 BOD（COD）の環境基準適合地点数の推移

項目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
測定地点数	17	19	19	19	19
適合地点数	12	11	14	12	14
適合率	70.6%	57.9%	73.7%	63.2%	73.7%

●相模湖・津久井湖に係る生活環境の保全に関する環境基準(河川)●

類型	環境基準値(BOD)	主な利用目的の適応性
A	2 mg/L以下	沈殿ろ過等の通常浄水操作で水道利用可能、ヤマメ、イワナ等の生息あり、水浴適

●芦ノ湖・丹沢湖・宮ヶ瀬湖に係る生活環境の保全に関する環境基準(湖沼)●

類型	環境基準値(COD)	主な利用目的の適応性
AA	1 mg/L以下	自然探勝等の環境保全、ろ過等簡易な浄水操作で水道利用可能、ヒメマス等の生息あり
A	3 mg/L以下	沈殿ろ過等通常の浄水操作で水道利用可能、サケ科、アユ等の生息あり、水浴適

3 海域

県、横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、茅ヶ崎市、平塚市及び小田原市では、海域の水質について、平成20年度は、東京湾22地点及び相模湾20地点において、健康項目（24項目）、生活環境項目（8項目）等43項目について調査を行いました。

健康項目

平成20年度の調査において、カドミウムや全シアンなどの健康項目（24項目）は、すべての地点で環境基準を達成しています。

生活環境項目

○類型指定水域における環境基準の達成状況

平成20年度の調査において、生活環境項目の代表的指標である化学的酸素要求量（COD）の環境基準を達成している水域は、水域類型が定められている13水域（東京湾11水域、相模湾2水域）のうち、8水域（東京湾8水域、相模湾なし）で、前年度より1水域減少しています。また、全窒素および全リンの環境基準を達成している水域は、水域類型が定められている4水域（東京湾4水域、相模湾なし）のうち、全窒素が1水域、全リンが2水域です。過度な窒素やリンなどの栄養塩類は、赤潮等の発生原因となり、漁業などに影響を与えています。

▶表2-2-6 CODの環境基準の達成状況（水域別）

類型		水域数	環境基準達成水域数				
			16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
東京湾	A	2	1	1	0	0	1
	B	6	5	4	4	4	4
	C	3	3	3	3	3	3
相模湾	A	2	2	2	1	2	0
計 (達成率)		13	11 (84.6%)	10 (76.9%)	8 (61.5%)	9 (69.2%)	8 (61.5%)

※東京湾は、19の水域に分けて評価しています。そのうち11水域は神奈川県が調査している水域です。

※相模湾は、2水域に分けて評価しています。

▶表2-2-7 全窒素・全リンの環境基準の達成状況の推移

水域名	類型	項目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
東京湾(ホ)	Ⅱ	全窒素	×	×	×	×	×
		全リン	○	×	×	×	×
東京湾(ニ)	Ⅲ	全窒素	×	×	×	×	×
		全リン	×	×	×	×	×
東京湾(ロ)	Ⅳ	全窒素	×	○	○	○	×
		全リン	○	○	○	○	○
東京湾(ハ)	Ⅳ	全窒素	○	○	○	○	○
		全リン	○	○	○	○	○

※東京湾の全窒素及び全リンは、6つの水域に分けて評価しています。
()内は、その水域名を表す。そのうち4水域は神奈川県が調査している水域です。

※○は達成、×は非達成を示します。

●神奈川県が調査している海域に係る生活環境の保全に関する環境基準●

類型	水素イオン濃度 (PH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物質 (油分等)
A	7.8以上8.3以下	2 mg/L以下	7.5mg/L以上	1000MPN/100ML	検出されないこと
B	7.8以上8.3以下	3 mg/L以下	5 mg/L以上	—	検出されないこと
C	7.0以上8.3以下	8 mg/L以下	2 mg/L以上	—	—

類型	全窒素	全リン
Ⅱ	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	1 mg/L以下	0.09mg/L以下

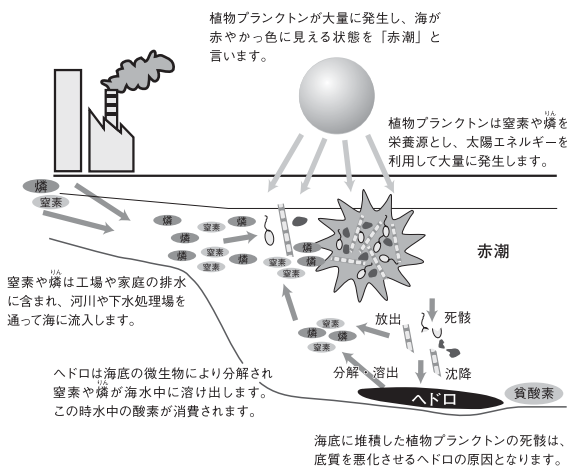
○測定地点における環境基準の適合状況

平成20年度の測定地点ごとの適合状況では、42地点（東京湾22地点、相模湾20地点）のうち34地点（81.0%）がCODの環境基準に適合しており、前年度より1地点減少しています。

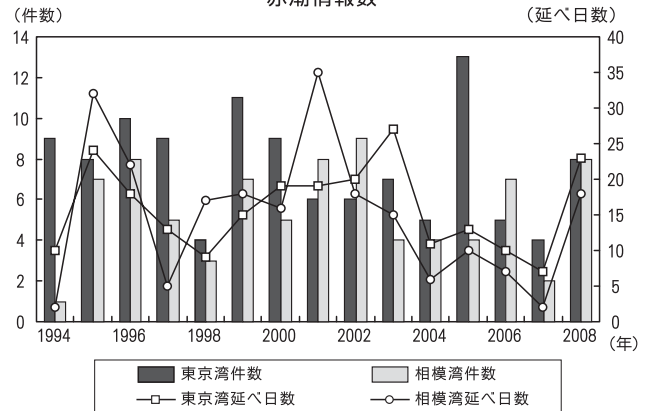
▶表2-2-8 CODの環境基準適合地点数の推移

項目	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
測定地点数	43	42	42	42	42
適合地点数	39	35	31	35	34
適合率	90.7%	83.3%	73.8%	83.3%	81.0%

●赤潮発生仕組み●



赤潮情報数



4 地下水

県及び水質汚濁防止法政令10市では、県内の地下水質の全体的な概況を把握するための「概況調査」として、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目等について、メッシュ調査と定点調査を実施しました。

■メッシュ調査

県内の地下水の汚染状況を把握するため、県内全域を1 kmメッシュに区切り、各メッシュ内ごとに1つの井戸を選定し、その井戸の水質について調査しています。

4年間で一巡するよう、年次計画を策定し実施しています。平成20年度は、12市3町の319地点において、地下水の水質汚濁に係る環境基準項目26項目のほか、一般項目5項目について調査しました。

環境基準項目については、290地点で環境基準を達成（達成率90.9%）しましたが、10市1町、29地点で、鉛、砒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」及びほう素の6項目のいずれかの項目が環境基準を達成していませんでした。

▶表2-2-9 地下水質測定結果総括（メッシュ調査）

区 分	測 定		環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	非達成項目数	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	26	319	6	290	90.9
一 般 項 目*	5	319	1	317	99.4
全 項 目 計	31	319	7	289	90.6

*一般項目は電気伝導率、pH、水温等であり、pHは水道法に基づく水質基準で評価しています。

■定点調査

地域における代表的な地点を定め、経年的な変化の把握を目的として、長期的な観点から継続的に水質の調査を実施しています。

平成20年度は、全市町村の105地点において、メッシュ調査と同様の項目を調査しました。

その結果、102地点で環境基準を達成（達成率97.1%）しましたが、3市、3地点で、「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素」が環境基準を達成していませんでした。

▶表2-2-10 地下水質測定結果総括（定点調査）

区 分	測 定		環境基準等達成状況		
	項目数	地点数	非達成項目数	達成地点数	達成率(%)
環境基準項目	26	105	1	102	97.1
一 般 項 目	5	105	1	104	99.0
全 項 目 計	31	105	2	101	96.2

5 土壌汚染

土壌汚染対策法により、土地所有者等は、水質汚濁防止法で定める有害物質使用特定施設を廃止したときに土壌調査を行うことが義務付けられています。それにより汚染が判明した場合には、県がその土地を指定区域に指定し、汚染対策を指導しています。平成21年9月末現在、県所管地域では、指定区域は2箇所指定されています。

なお、平成21年4月に「土壌汚染対策法の一部を改正する法律」が制定され、平成22年4月1日から改正法が全面施行されます。改正法では、一定規模以上の土地の形質変更に係る土壌調査、自主的な土壌調査の結果を活用した指定の申請、汚染されている区域の分類と必要な対策の明確化、汚染土壌の適正な処理の義務付けなどの制度が新たに盛り込まれました。

また、県生活環境の保全等に関する条例により、事業者は、特定有害物質使用事業所において土地の区画形質変更を行う場合又は事業所を廃止した場合に土壌調査を行う事が義務付けられています。さらに、汚染された土地において土地の形質変更を行う際に公害防止計画書の提出等が義務付けられています。

▶表2-2-11 県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出件数

届出種類	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
土地区画形質変更届出	140	163	185	177	176
廃止届出	38	32	29	17	16

6 地盤沈下

横浜市、川崎市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、厚木市、海老名市及び寒川町の8市1町では、地盤沈下の状況を把握するため、毎年、精密水準測量を行っています。平成20年は1,084点において実施しました。

その結果、沈下した水準点は630点あり、すべての地点の年間沈下量が1cm未満でした。全体として地盤沈下は沈静傾向にあります。（最大沈下点は、横浜市都筑区佐江戸町の0.87cmで、最近5年間の累計最大沈下点は横浜市栄区金井町の11.03cmでした。）

▶表2-2-12 水準測量調査結果（平成20年1月1日～平成21年1月1日）

区 分	調査 水準 点数	有効 水準 点数	沈下 水準 点数	沈下内容			年間最大沈下点及び 沈下量（cm）		5年間の累計最大 沈下量（cm）	
				1cm 未満	2cm 未満	2cm 以上				
横 浜 市	356	343	294	294	0	0	都築区佐江戸町	0.87	栄区金井町	11.03
川 崎 市	328	264	132	132	0	0	高津区向ヶ丘	0.67	高津区向ヶ丘	3.58
平 塚 市	128	126	83	83	0	0	飯島	0.66	岡崎	2.86
茅 ヶ 崎 市	51	47	22	22	0	0	浜之郷	0.44	茅ヶ崎	2.23
厚 木 市	33	32	13	13	0	0	旭町4丁目	0.72	酒井	3.17
海 老 名 市	94	75	19	19	0	0	中新田	0.34	中新田	2.48
寒 川 町	20	20	1	1	0	0	小動	0.05	大曲	1.35
鎌 倉 市	16	16	15	15	0	0	大船	0.40	大船	2.29
藤 沢 市	58	57	51	51	0	0	江の島	0.76	江の島	2.68
計	1,084	980	630	630	0	0				

2 水環境保全に関する県の取組

1 環境基準達成に向けた規制・指導【大気水質課】

■ 水質汚濁防止法に基づく規制・指導

水質汚濁防止法は、工場・事業場から河川、湖沼、海域などの公共用水域に排出される水及び地下に浸透する水を規制するとともに、生活排水対策を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止しています。

また、水質汚濁防止法では、カドミウム、シアンなどの有害物質あるいはBOD、COD等の有機汚濁物質などを含む汚水又は廃液を排出する施設（「特定施設」という。）を設置する工場・事業場（「特定事業場」という。）の事業者のうち、公共用水域に水を排出する事業者に対して、特定施設の設置届出を義務付けています。

特定事業場に対しては、立入検査を実施し、排水基準の遵守状況等について指導するとともに、排水基準に違反した工場・事業場に対しては、改善命令、勧告等の措置を行っています。

▶表2-2-13 水質汚濁防止法に基づく立入検査結果（20年度）

地域区分		立入 件数	排水 分析数	排水基準 違反数	違反に対する措置区分			
					改善命令	一時停止命令	勧告	指導
県	横須賀三浦地区	62	18	1	0	0	0	1
	県央地区	94	34	3	0	0	0	3
	湘南地区	101	62	0	0	0	0	0
	足柄上地区	54	12	0	0	0	0	0
	西湘地区	77	56	3	0	0	1	2
	小計	388	182	7	0	0	1	6
政令市	横浜市	473	374	11	0	0	0	11
	川崎市	377	211	6	0	0	0	6
	横須賀市	97	41	0	0	0	0	0
	藤沢市	120	47	4	0	0	0	8
	相模原市	147	114	7	0	0	0	13
	小田原市	20	18	0	0	0	0	0
	大和市	46	34	3	0	0	0	3
	平塚市	103	42	6	0	0	0	5
	厚木市	14	13	4	0	0	0	7
	茅ヶ崎市	76	24	2	0	0	0	2
	小計	1,473	918	43	0	0	0	55
合計		1,861	1,100	50	0	0	1	61

■ 化学的酸素要求量等に係る総量削減計画

東京湾の水質に影響を及ぼす汚濁負荷量を削減することを目的に、昭和53年5月に水質汚濁防止法が改正され、汚染物質の総量を削減するための計画の策定や排水水の総量規制制度が導入されました。

県は、これまで5次にわたり下水道整備等各種施策を盛り込んだ「化学的酸素要求量（COD）等に係る総量削減計画」を策定し、削減に努めてきましたが、引き続き削減を進めていく必要があることから平成21年度を目標年度とする第6次総量削減計画を平成19年6月に策定し、横浜市、川崎市及び横須賀市とともに、COD、窒素及び^{りん}に係る削減対策の実施や工場・事業場に対する総量規制及び削減指導等を行っています。

また、県民の皆様へ東京湾への関心を深めていただくために、東京湾の現状及び対策の実施状況をホームページで公表しています。



「水環境」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/taikisuisitu/mizu/index.html>

② 生活排水処理施設整備の促進【大気水質課、農地課、下水道課】

公共用水域の汚濁負荷は、家庭などからの未処理の生活雑排水によるものが大きな原因となっていることから、県は、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の効果的、効率的な整備の推進を図るため、県生活排水処理施設整備構想（生活排水処理100%計画）を平成9年3月に策定しました。

また、平成14年度から平成15年度にかけて市町村と連携し、地域ごとにそれぞれの整備手法が経済性の観点等から適切であるか点検・見直し作業を行い、各地域における最もふさわしい整備手法について経済性に加え、地域特性、市町村の意向などを考慮に入れて検討し、平成16年3月に整備構想を改訂しました。この構想を指針として、市町村は、生活排水処理施設の整備を国、県の支援を受けて推進しています。この構想における生活排水処理施設整備の基本的な考え方は次のとおりです。

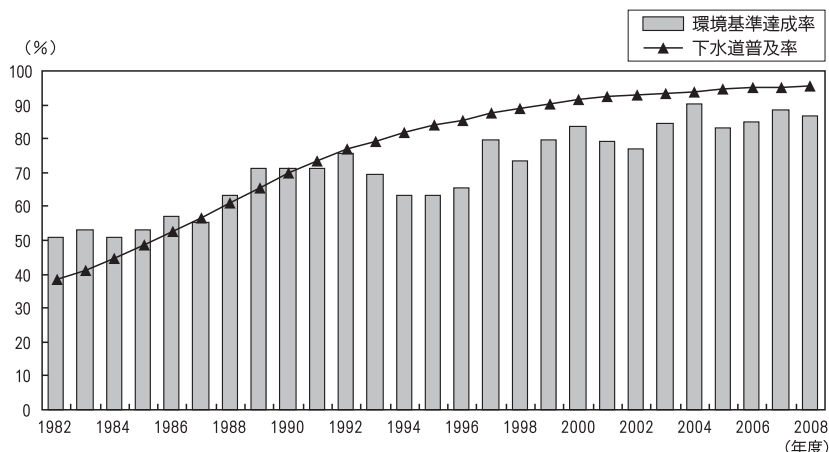
▶表2-2-14 生活排水処理施設整備の基本的な考え方

(1)	下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備は、水質汚濁防止法の規定により市町村において推進する。
(2)	生活排水処理施設の整備に当たっては、人口が稠密な本県では、集合処理として下水道を基本に進め、農業集落排水施設が適当な地域は、同施設の整備を計画的に進める。
(3)	下水道等集合処理が適していない地域は、合併処理浄化槽の普及を促進する。

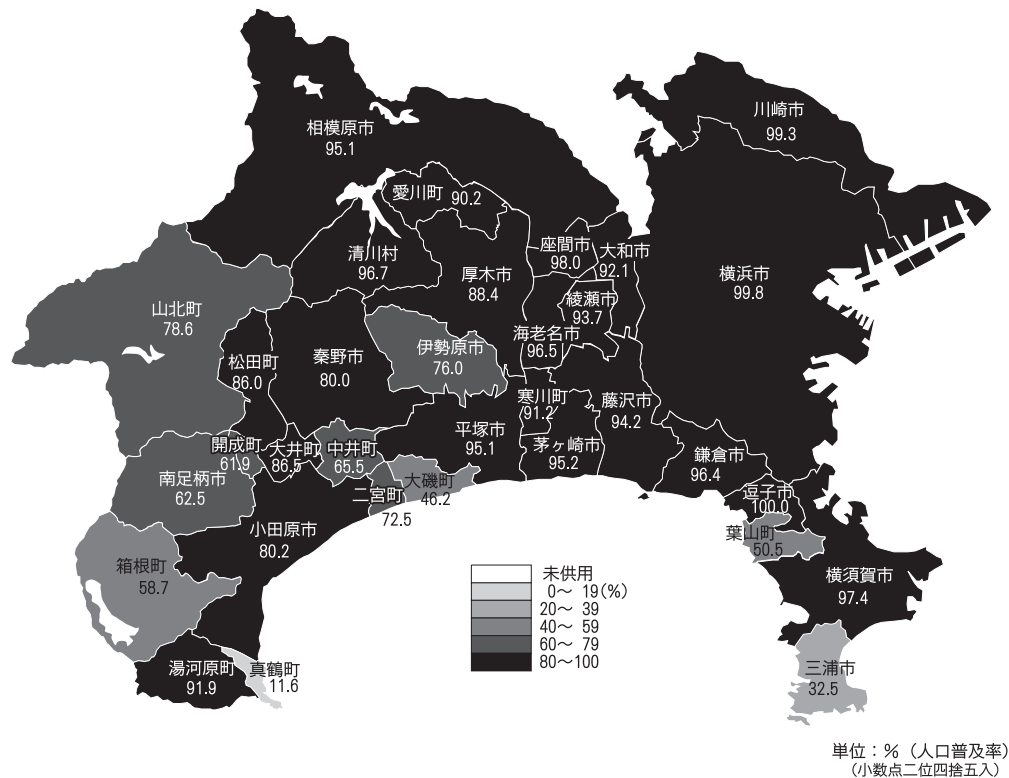
■ 下水道整備の推進

下水道は、健康で快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るために不可欠な施設であり、県では流域下水道の整備を図るとともに、市町村が行う公共下水道の整備を促進しており、平成20年度末の人口普及率は95.5%となっています。

▶図2-2-2 BOD（COD）の環境基準達成状況及び下水道普及率の推移



▶ 図2-2-3 市町村別下水道普及状況図（平成20年度末実績）



■ 合併処理浄化槽設置に対する助成

生活排水を集合処理するための下水道等が整備されない地域等においては、し尿と併せて生活排水を個別に処理するための合併処理浄化槽を住宅ごとに設置することが重要です。

このため、県は昭和63年度から、市町村が合併処理浄化槽の設置者に設置費用の一部を補助する場合、当該市町村に対し国の制度と連携して補助を行い、合併処理浄化槽の設置促進に努めています。

▶ 表2-2-15 合併処理浄化槽設置に係る補助制度
5人槽（本体＋工事費＝830千円）の場合

設置者負担 （6割） 498千円	公費負担（4割） 332千円		
498千円	国 1/3 110千円	県 1/3 110千円	市町村 1/3以上 112千円

■ 農業集落排水施設整備の推進

農業集落排水事業は、下水道区域外の農業振興地域内で、概ね20戸以上、人口1,000人以下の農業集落を対象として、し尿、生活雑排水などの汚水を処理する施設を整備するもので、農業用排水の水質保全と農村の生活環境の改善を図るとともに、公共用水域の水質の保全を目的としています。

神奈川県生活排水処理施設整備構想では、県内2市2町6地区での整備を図るため、関係市町と連携を図りながら積極的に事業化を推進することとしています。平成5年度から平成11年度まで、相模原市（旧津久井郡）藤野町大久和地区で、相模湖・津久井湖総合保全対策を推進するためにモデル的に県営事業で実施しました。また、平成16年度から平塚市土屋地区、平成18年度からは平塚市吉沢地区で平塚市が整備を開始しており、県は、事業費の一部補助を行っています。平成20年度末の農業集落排水事業の処理状況は次のとおりです。

▶ 表2-2-16 農業集落排水事業の処理状況

地区名	市町名	着手年度	完了年度	計画処理 対象人口(A)	処理人口 (B)	処理率 (B)/(A)	供用開始
大久和	藤野町	5年度	11年度	580	528	91.0%	平成 8. 4. 1

3 水源地域における取組【緑政課、大気水質課、森林課、河川課、企業庁水道電気局業務課、利水課】

かながわ水源環境保全・再生施策大綱と実行5か年計画の推進

県では平成12年以来、水源環境保全・再生施策と財源のあり方について、県民や市町村等との意見交換を重ね、さらに県議会での議論を踏まえて、平成17年11月に20年間の取組全体を示す「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」と、この施策大綱をもとに最初の5年間に取り組む「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」の2つからなる計画を策定しました。

これを踏まえて、平成19年度から水源環境保全税（個人県民税の超過課税）を財源に、実行5か年計画に盛り込んだ事業を推進しています。

●かながわ水源環境保全・再生施策大綱●

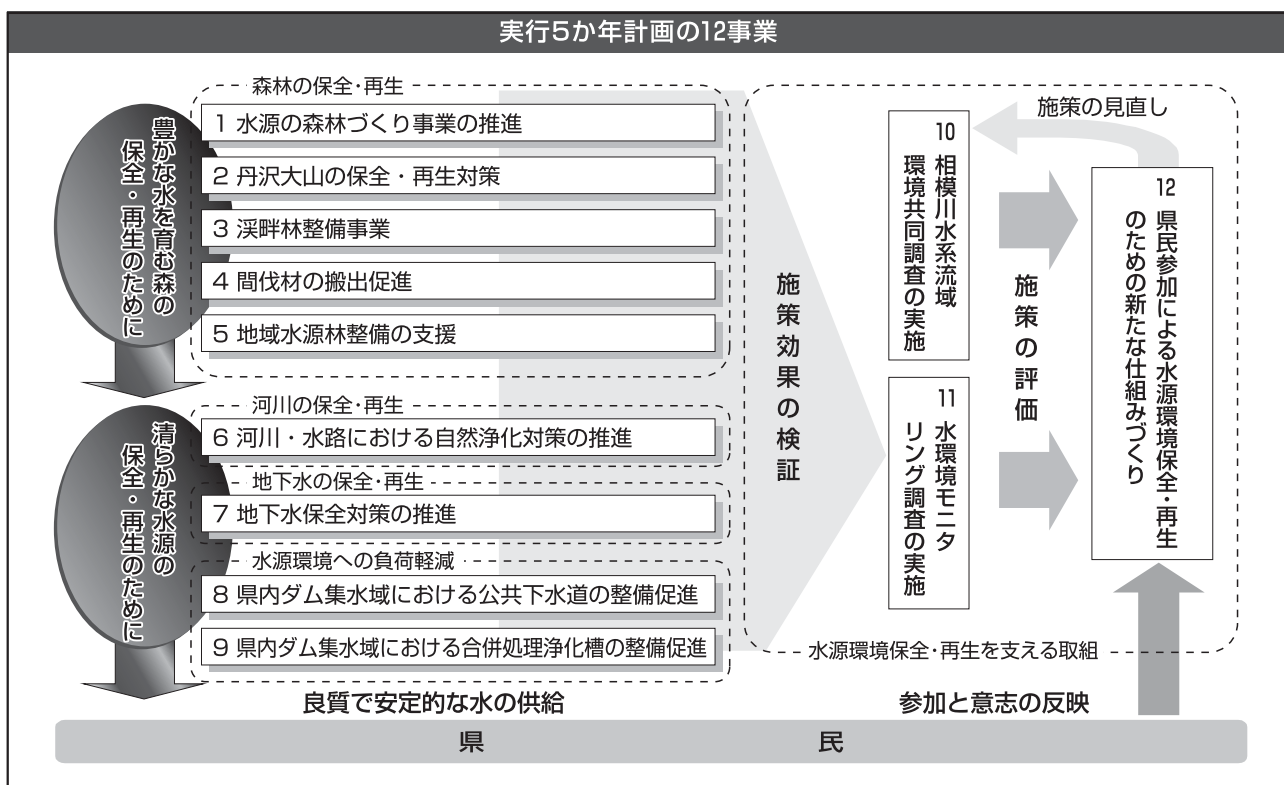
計画期間	平成19～38年度
目的	良質な水の安定的確保
理念	河川の県外上流域から下流まで、河川や地下水脈の全流域、さらには水の利用関係で結ばれた都市地域を含めた地域全体（水の共同利用圏域）で、自然が持つ健全な水循環機能の保全・再生を図る。
施策展開の視点	○総合的な施策推進 ○県民の意志を基盤とした施策展開 ○順応的管理の考え方に基づく施策推進

●かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画●

計画期間	平成19～23年度
対象事業	○水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれるもので、県内の水源保全地域を中心に実施する取組 ○水源環境保全・再生を進めるために必要な新たな仕組みを構築する取組
事業数と新規必要額	12事業 約190億円（5年間の総額） 約38億円（年度平均）

2-2 水環境

実行5か年計画の12事業



▶表2-2-17 実行5か年計画の12事業の実績

事業名	主な実績	19年度	20年度
(1) 水源の森林づくり事業の推進	水源林確保	1,382ha	1,427ha
	水源林整備	2,059ha	2,157ha
(2) 丹沢大山の保全・再生対策	土壌流出防止対策	6.6ha	17.1ha
(3) 溪畔林整備事業	択伐等の森林整備	調査測量	37.6ha
(4) 間伐材の搬出促進	間伐材搬出量	6,033m ³	7,104m ³
	私有林の確保	269ha	229ha
	私有林の整備	221ha	257ha
(5) 地域水源林整備の支援	市町村有林等の整備	52ha	140ha
	生態系に配慮した整備	3箇所	10箇所
	直接浄化対策	3箇所	3箇所
(6) 河川・水路における自然浄化対策の推進	地下水かん養対策	1市	3市町
	地下水汚染対策	2市	2市町
(7) 地下水保全対策の推進	公共下水道整備	28.6ha	28.2ha
(8) 県内ダム集水域における公共下水道の整備促進	市町村設置型	—	30基
	個人設置型	37基	83基
(9) 県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進	私有林現況調査（19年度、20年度） 生活排水処理実態調査（19年度） 水質汚濁負荷量調査（20年度）		
(10) 相模川水系流域環境共同調査の実施	森林モニタリング調査（19年度、20年度） 河川モニタリング調査（19年度、20年度）		
(11) 水環境モニタリング調査の実施	県民会議の設置・運営（19年度、20年度） 市民事業等の支援（20年度）		
(12) 県民参加による新たな仕組みづくり			



「かながわの水源環境の保全・再生をめざして」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/ryokusei/suigenkankyo/index.html>

■ 河川・水路における自然浄化対策の推進

県では、水源として利用している河川において、自然浄化や水循環の機能を高め、水源河川としてふさわしい水環境の保全・再生を図ります。

そこで、市町村管理の河川・水路等における生態系の保全を推進し、良好な水源環境を形成するため、市町村が計画的に実施する生態系に配慮した河川・水路等の整備や、河川・水路等における直接浄化対策の取組を支援しています。

▶表2-2-18 河川・水路の自然浄化対策の実施箇所数

区分	19年度	20年度	累計*
生態系に配慮した整備	3	10(8)	11
直接浄化対策	3	3(1)	4

※（ ）は新規箇所数（内数）

* 累計は、平成19年度箇所数と平成20年度新規箇所数の合計です。



生態系に配慮した水路の整備（小田原市）

■地下水保全対策の推進

県では、地下水を主要な水道水源として利用している地域において、良質で安定的な地域水源の確保を図ります。

そこで、地下水を主要な水道水源としている地域内の市町村が計画的に実施する地下水のかん養対策や汚染対策へ支援を行っています。

▶表2-2-19 地下水保全対策の実施市町村数

区分	19年度	20年度
地下水かん養対策	1	3
地下水汚染対策	2	2



地下水浄化設備（秦野市）

■県内ダム集水域における公共下水道・合併処理浄化槽の整備促進

県では、富栄養化の状態にあるダム湖への生活排水の流入を抑制し、ダム湖水質の改善を目指します。

そこで、県内ダム集水域において、窒素・リンを除去する公共下水道や高度処理型合併処理浄化槽の整備に取り組む市町村への支援を行っています。

▶表2-2-20 公共下水道の整備面積

区分	19年度	20年度
整備面積	28.6ha	28.2ha

▶表2-2-21 高度処理型合併処理浄化槽の設置基数

区分	19年度	20年度
市町村設置型	—	30基
個人設置型	37基	83基

■県民参加による水源環境保全・再生のための新たな仕組みづくり

県では、水源環境保全・再生施策について、計画、実施、評価、見直しの各段階に県民意見を反映するとともに、県民が主体的に事業に参加する新たな仕組みを創設し、県民の意志を基盤とした施策展開を目指します。

○水源環境保全・再生かながわ県民会議

有識者、関係団体、公募委員を構成員とする「水源環境保全・再生かながわ県民会議」は県により、平成19年度に設置され、平成20年度には次のとおり様々な活動を実施しています。

- ・県内3地域で県民フォーラムを開催し、参加者からいただいた意見を取りまとめ、知事に報告しました。
- ・各事業のモニターを行い、その結果をニュースレター「しずくちゃん便り」にまとめ、発行しました。
- ・水源環境保全税を財源とする施策の点検・評価を行い、「かながわ水源環境保全・再生の取組の現状と課題（点検結果報告書）」にまとめ、知事に提出しました。

○市民事業支援補助金

県では、平成20年度に「市民事業支援補助金」を創設し、市民団体やNPO等が実施する水源環境保全活動（20団体35事業）に対して支援しました。



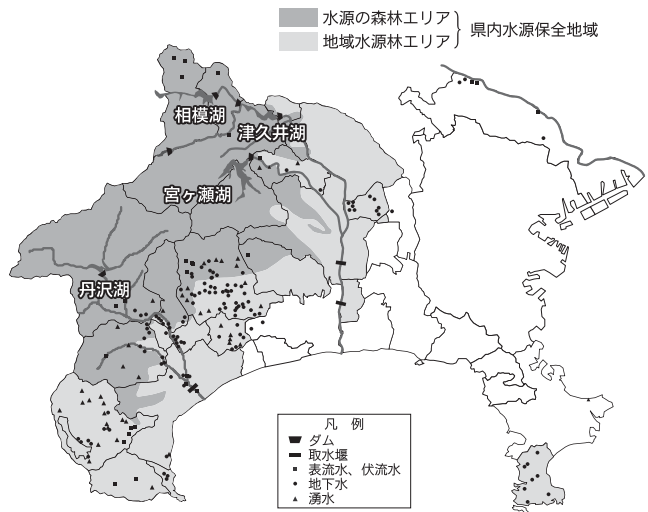
市民団体による荒廃林の間伐作業

森林の保全・再生

私たちの豊かな生活を守るために、森林は大切な働きをしています。特に私たちが毎日使う水を安定的に確保するためには、県内の水源保全地域の森林が、元気で活力あることが大切です。

県では、県民共通の財産である水源地域の森林を次世代に継承し、良質で安定的な水資源を確保するため、県内の水源保全地域（水源の森林エリア及び地域水源林エリア）において、森林の公益的機能を高める森林整備を進めています。

▶図2-2-4 県内水源保全地域



■ 水源の森林づくりの推進

水源の森林エリア内の手入れが必要な私有林を4つの手法により県が公的管理・支援し、森林の整備を進めています。

▶表2-2-22 水源の森林づくり事業の4つの手法

手法	内 容
協 力 協 約	森林所有者が行う森林整備の経費の一部を助成します。
水 源 協 定 林	森林所有者との協定（借り上げなど）により森林を整備します。
水 源 分 収 林	森林所有者との分収契約*により、森林を整備します。
買 取 り	貴重な森林や水源地域の保全上重要な森林を買入れ、保全整備します。

*分収契約：伐採時に収益が生じた場合、一定割合により分け合う契約。

▶表2-2-23 水源の森林の確保の実績

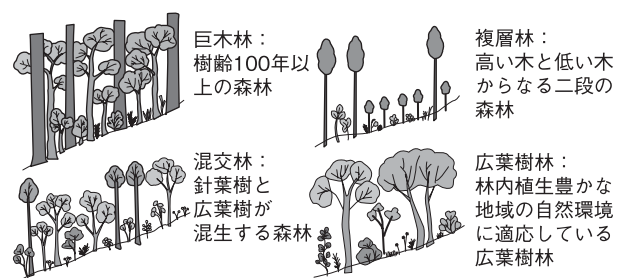
水源林の確保面積

(単位：ha)

20年度までの目標値	17年度	18年度	19年度	20年度	累計
11,300	1,119	1,187	1,382	1,427	11,339

県では、水源かん養機能など森林の持つ公益的機能を高めるための整備の方向として、スギ・ヒノキの人工林では、林内植生を豊かにして、森林土壌を育むための目標林型を定め、巨木林、複層林、混交林づくりを進めて多彩な森林づくりに取り組むとともに、広葉樹林では適切な手入れを行い、活力ある森林づくりに取り組んでいます。さらに、水源地域の森林を守り育てていくためには、水源地域と都市地域の人々が連携し、協調していくことが必要であり、幅広い県民の理解と協力を得るために、寄付や森林づくりボランティア活動への参加を推進しています。

▶図2-2-5 水源の森林づくりが目指す林型



「かながわ水源の森林づくり」

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/sinrin/suigen/>

■ 地域水源林整備の支援

地域水源林エリアの私有林は、河川表流水や地下水、湧水など、地域における水源保全のため重要な役割を果たしていますが、水源の森林エリアと同様に荒廃の進行が懸念されています。

また、県が行う水源の森林づくり事業の対象外である、水源の森林エリア内の市町村有林についても、水源かん養などの公益的機能の高い森林づくりが求められています。

このため県では、手入れが必要なこうした森林の整備を市町村が主体的に行う取組に対して支援を行っています。

▶表2-2-24 支援制度の概要

区 分	内 容
私有林の整備	地域水源林エリア内の私有林で、水源の森林づくり事業に準じて市町村が行う森林整備・確保に対する支援
市町村有林等の整備	地域水源林エリア内及び水源の森林エリア内の市町村有林の整備に対する支援

▶表2-2-25 整備目標と実績

区 分	5年間の目標（19～23年度）	19年度	20年度
私有林の整備	1,263ha	221ha	257ha
市町村有林等の整備	942ha	52ha	140ha

ダム貯水池保全対策

■ 相模湖・津久井湖の水質保全対策

県では、相模湖・津久井湖において、エアレーション装置による湖水の循環を促すことで、アオコの異常発生を抑制し、河川環境の保全や水質保全を図っています。

平成20年度は、相模湖においてエアレーション装置8基、津久井湖においてエアレーション装置5基、表層流動化装置4基の運転を行いました。平成18年度及び平成19年度にアオコが多く発生したことや、春先、ダム湖の水温上昇が早かったことから、平成20年度には、エアレーション装置の運転開始を、平成19年以前より早め、平成20年3月中旬から運転しています。平成20年度のアオコの発生量は概ね抑制されました。平成21年度も引き続き平成21年3月中旬から運転を開始しました。

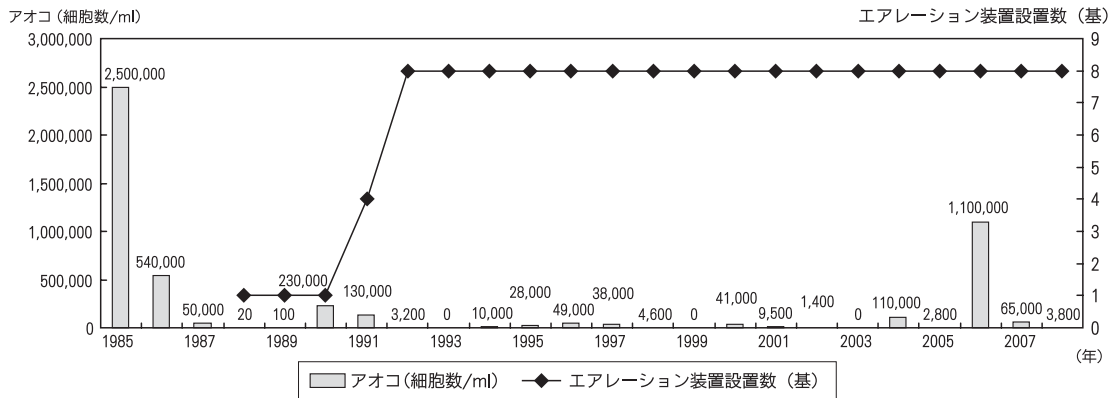
エアレーション装置による湖水の循環により、アオコの異常発生は抑制されていますが、アオコの発生要因である窒素、リン等の濃度は依然として高く、湖水の富栄養化状態は改善されていません。そのため、津久井湖の三井地区、沼本地区において植物の持つ栄養塩類の吸収等の自然浄化機能を活用した植物浄化施設を整備してきました。

三井地区の植物浄化施設は柵田状の施設で、平成15年度に完成し、現在は、ハス、ミソハギなどが生育しています。柵田を流れる前後の水質調査を行っており、一定の効果がみられます。

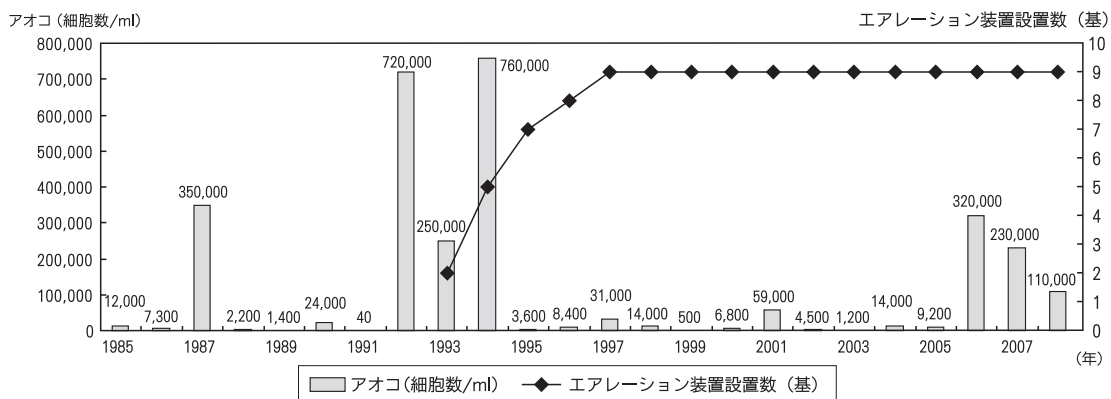
沼本地区の植物浄化施設は湖岸植生帯を創出する施設として整備し、平成19年度に完成し、現在は自然植生が復元してきています。

植物プランクトンの大量発生を根本的になくすには、栄養源となる窒素、リン等の流入を防ぐことが必要で、水源地域における生活排水対策や工場排水対策が重要となっています。

▶ 図2-2-6 エアレーション装置設置数とアオコ最大発生数（相模湖）



▶ 図2-2-7 エアレーション装置等設置数とアオコ最大発生数（津久井湖）



■ 水源かん養林の保育の促進

水道用水、発電用水の安定的確保とダムへの土砂流入の抑制などを目的として、県企業庁では、相模原市津久井町青根地区の道志ダム（奥相模湖）上流に位置する相模原市牧野財産区及び相模原市青野原財産区が所有する山林約426haについて、それぞれ50年間の造林契約を締結し、昭和35年度から10年間にスギ・ヒノキ約120万本を植林し、計画的に保育事業を行っています。平成22年1月からは、両財産区と新たな契約を締結し、引き続き水源かん養林の保育事業を行っています。

■ ダム施設及び貯水池環境の整備

相模湖、津久井湖及び丹沢湖では、長年の風雨、貯水池の水位の変動により、湖周辺の法面の崩落が進んでいます。このため県では、相模湖、津久井湖においては、法面の保護と湖面利用の安全を確保するため、護岸の崩落防止工事等を、関係機関等と調整を図りながら、計画的に実施しています。丹沢湖においては、崩落のおそれのある箇所について、緊急性の高い場所から順次整備を進めています。

また、各ダム貯水池において、流芥等を除去するなど、ダム貯水池の保全を図っています。

■ しゅんせつや貯砂ダム等の整備による有効貯水容量の回復

相模湖は、湛水を開始して以来半世紀以上経過し、上流河川からの土砂の流入により、堆砂が進行しています。また、丹沢湖においても、湛水開始後四半世紀が経過し、徐々に堆砂が進行しています。

このため県では、相模湖においては、平成5年度から、貯水池上流部の堆砂による災害防止と有効貯水容量の回復を目的に、相模貯水池大規模建設改良事業として、年間約25万m³のしゅんせつを行っています。

丹沢湖においては、流入する3つの河川のうち2つの河川に貯砂ダムを設置し、貯砂ダム内に堆積した土砂をしゅんせつすることにより、有効貯水容量の確保に努めています。

4 地下水保全の取組【大気水質課】

■ 地下水質を維持改善するための地下水汚染の未然防止、浄化対策

県及び水質汚濁防止法政令10市では、有害物質が地下へ浸透するのを未然に防止するため、水質汚濁防止法、県生活環境の保全等に関する条例に基づき、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンなどの有機塩素系化合物やカドミウム、鉛などの有害物質を使用する工場・事業場に対して、立入検査を行い、適正な使用、管理等の徹底を図っています。

現在の地下水汚染は、地下浸透に対する規制が行われる以前に不適切に取り扱われていた有害物質による地下浸透に起因するものが大半となっています。地下水の汚染地域については、水質汚濁防止法及び県生活環境の保全等に関する条例の規定に基づいて、汚染原因者に対し浄化対策の指導等を行っています。

■ 地下水質の監視

県では、地下水質の監視のため、水質汚濁防止法に基づき測定計画を作成し、横浜市などの水質汚濁防止法政令市10市と協働して、概況調査（メッシュ調査、定点調査）、定期モニタリング調査等を実施しています。

■ 地下水かん養等の推進

地下水のかん養を図るため、透水性舗装の推進や雨水浸透ますの設置を推奨するとともに、地下水に対する県民の関心を深め、保全と活用に向けた県民の自主的な保全行動を促進しています。

■ 土壌汚染対策の推進

人の健康に被害を生じるおそれがある物質については、水質汚濁防止法及び県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場の排水の地下浸透を禁止しています。

土壌汚染による人の健康被害を防止するために土壌汚染対策法に基づき、工場・事業場に対して土壌汚染の把握、汚染土壌の浄化等の指導を行っています。

さらに、県生活環境の保全等に関する条例では、有害物質を使用等している全ての事業所に対して、有害物質の使用状況に係る記録・保存を義務付けているほか、事業所を廃止したり、土地の区画形質を変更する場合には、土壌の調査・対策の実施を義務付けています。

近年、県内各地で工場敷地などから、環境基準を超える土壌汚染の報告が増えており、条例に基づく浄化対策等の指導を行っています。

汚染原因者が不明な場合の浄化対策や簡易な浄化技術の開発が必要となっています。

■ 地盤沈下対策の推進

地盤沈下を防止するため、工業用水法及び県生活環境の保全等に関する条例により、現に地盤沈下が生じている地域あるいは生じるおそれのある地域を指定し、地下水の採取規制を行っています。

そのため、県は平塚市ほか6市町が実施する地盤沈下の水準測量調査に補助し、地盤沈下情報の把握に努めるとともに、地下水採取量及び地下水位の測定結果の報告を義務付けて、事業者の自主的な地下水の合理的利用を促し、過剰採取の防止を図り、適正な地下水利用の指導を行っています。

この結果、地盤沈下は近年沈静化傾向となっていますが、この状況を維持するために、引き続き法及び条例に基づく地下水採取規制や地下水かん養の促進が課題となっています。